一般614　原発性胆汁性胆管炎の経過観察時における抗ミトコンドリア抗体定性等の取扱い　【認めない事例】

取扱いの趣旨

抗ミトコンドリア抗体は、原発性胆汁性胆管炎の診断に用いられる特異性の高い自己抗体であるが、疾患活動性は反映しないため、診断確定後の経過観察時の必要性は低いと考えられることから、原則として認められない。

DX審査支払機構が公表している取扱いの全文

【検査】　《令和7年7月31日》

614　原発性胆汁性胆管炎（経過観察）に対する抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、抗ミトコンドリア抗体定量の算定について

○　取扱い

原発性胆汁性胆管炎の単なる経過観察のためのD014「21」抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、D014「22」抗ミトコンドリア抗体定量の算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

抗ミトコンドリア抗体は、原発性胆汁性胆管炎の診断に用いられる特異性の高い自己抗体であるが、疾患活動性は反映しないため、診断確定後の経過観察のための抗ミトコンドリア抗体算定の必要性は低いと考えられる。

以上のことから、原発性胆汁性胆管炎の単なる経過観察のためのD014「21」抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、D014「22」抗ミトコンドリア抗体定量の算定は、原則として認められないと判断した。

グラフの見方

1　棒グラフ(該当レセプトの審査結果)
　当該事例の取扱いの対象となる診療行為（医薬品、特定器材）を算定している目視対象レセプト1万件当たり、取扱いの趣旨に該当するレセプト件数

2　折れ線グラフ
　取扱いの趣旨に該当するレセプトのうち、査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】審査の結果

査定	返戻	：取扱いどおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	：検証が必要

審査結果の概要

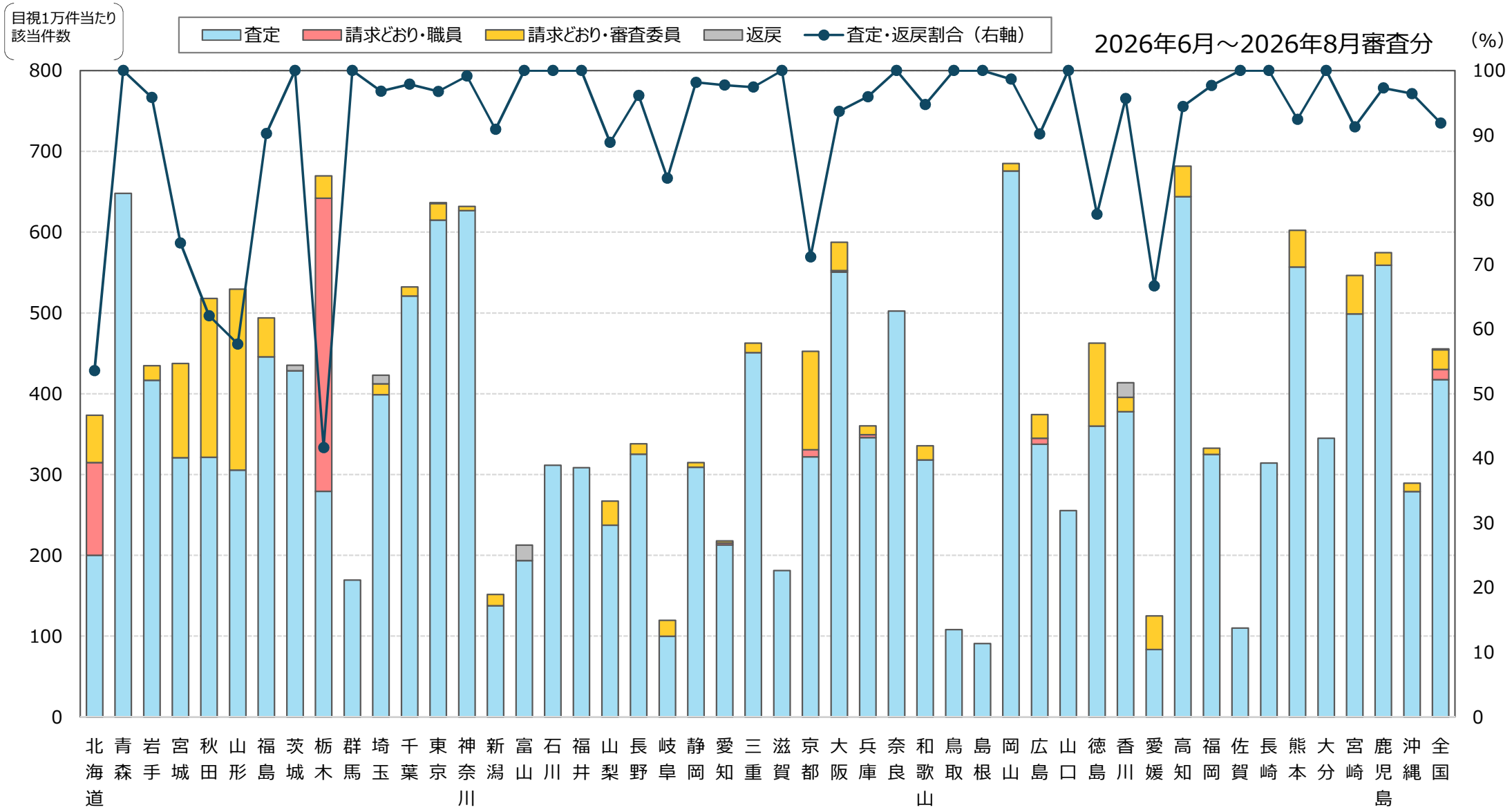
- 全国の査定・返戻割合　91.87%
- 検証対象都道府県　10

検証観点	都道府県	備考
査定・返戻割合が低い	栃木、北海道、山形、秋田、愛媛、京都、宮城、徳島、岐阜、山梨	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	栃木、北海道、京都	対象１万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	山形、秋田、京都、宮城、徳島、北海道、愛媛、山梨、栃木、岐阜	〃

該当件数（全国）	【条件】	3,149件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	2,893件
検証を必要とする審査	請求どおり	256件

一般614　原発性胆汁性胆管炎の経過観察時における抗ミトコンドリア抗体定性等の取扱い

【認めない事例】



| | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 全国 |
|---|
| 該当件数 | 140 | 49 | 24 | 60 | 29 | 26 | 41 | 62 | 72 | 12 | 157 | 189 | 651 | 355 | 11 | 11 | 21 | 12 | 9 | 26 | 12 | 55 | 89 | 39 | 12 | 52 | 301 | 99 | 33 | 19 | 3 | 3 | 75 | 51 | 14 | 18 | 23 | 9 | 18 | 86 | 4 | 17 | 53 | 19 | 23 | 37 | 28 | 3,149 |
| 請求どおり件数 | 65 | 0 | 1 | 16 | 11 | 11 | 4 | 0 | 42 | 0 | 5 | 4 | 21 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 15 | 19 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 4 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 2 | 1 | 1 | 256 |

【該当件数】取扱いの趣旨に該当したレセプト件数